

西村あさひ法律事務所

英国個人情報保護監督機関(ICO)による国際データ移転契約案等の公表

個人情報保護・データ保護規制ニュースレター

2021年11月26日号

執筆者:

E-mail✉ [岩瀬 ひとみ](#)E-mail✉ [菊地 浩之](#)E-mail✉ [河合 優子](#)E-mail✉ [小出 章広](#)E-mail✉ [五十嵐 チカ](#)E-mail✉ [松本 絢子](#)E-mail✉ [菅 悠人](#)E-mail✉ [村田 知信](#)

目次

- I 英国個人情報保護監督機関(ICO)による国際データ移転契約案等の公表／菅 悠人、小出 章広
- II 個人情報保護・データ保護規制 各国法アップデート／岩瀬 ひとみ、松本 絢子、河合 優子、五十嵐 チカ、菊地 浩之、菅 悠人、村田 知信

I 英国個人情報保護監督機関(ICO)による国際データ移転契約案等の公表

はじめに

2021年8月11日、英国個人情報保護監督機関(ICO)は、個人データを英国域外に移転するための枠組みとなる国際データ移転契約(IDTA)案を、同年6月4日に欧州委員会が公表した改定版の標準契約条項(SCC)に添付することにより個人データを英国域外に移転するための枠組みとすることができるアデンダム案(SCC アデンダム案)、IDTA を締結する際に実施が必要となる移転リスク評価(TRA)ツール案とともに公表した。また、英国域外へのデータ移転に関するガイダンスの作成を準備するために、UK GDPR の域外適用・域外移転に関するいくつかの重要な論点¹も提示し、これらについて意見募集を開始した。ICO が公表した資料は、現時点で内容が確定したものではないものの、英国における個人データの域外移転の実務上重要な内容であるため、本ニュースレターでは、ICO が公表した TRA ツール案と IDTA 案、SCC アデンダム案の概要を説明する。

1. 移転リスク評価(TRA)ツール案

TRA ツール案は、英国外の個人データ移転先において、英国域内におけるのと本質的に同等の水準のデータ保護を確保することができるかについての評価(TRA)を実施するための手順を示したものである。この TRA ツール案は、2020年7月16日の欧州司法裁判所の判決(Schrems II 判決)を受けて、上記 SCC アデンダム案を利用して EEA から EEA 域外へ個人データの域外移転を行う際に実施することとなるデータ移転評価と同様のものである。

TRA ツール案では、①移転の評価、②移転先における IDTA の執行可能性の評価、③移転先における第三者によるアクセスからの保護の十分性の評価の3段階で TRA を実施する方法が示されている。

このうち、①移転の評価は、域外移転が域外移転規制以外の UK GDPR の規律を遵守したものとなっているか、当該域外移転に TRA ツール案を利用することが適切であるかを評価し、移転に関する事実関係を記録しておくというものである。ICO は、移転があまりにも高度のリスクを伴う場合や複雑過ぎる場合、移転先が十分性認定を受けている場合等には、TRA ツール案を利用することは適切でないとの立場を示しており、域外移転に TRA ツール案を利用することが適切であるかは、かかる事情が認められるか否かという観点から判断されることになる。なお、移転先が英国政府による十分性認定を受けている場合で、十分性認定に

¹ 例えば、UK GDPR 3 条 1 項の適用を受ける管理者の処理者であれば、常に UK GDPR 3 条 1 項の適用を受けることになるか、同一法人内における個人データの移転が域外移転に該当し得るか、といった論点が示されている。

依拠せずに改定版の SCC 又は IDTA 案等の保護措置を講じて域外移転を行うために TRA を実施する場合には、十分性認定を受けている旨を文書化すれば足りると解する余地もあると思われる。

②移転先における IDTA 案の執行可能性の評価については、移転先において IDTA 案の執行可能性が認められるか、認められない(又は不明な)場合には個人に害を与えるリスクが小さいか、リスクが小さくない(又は不明な)場合には補完的措置を講じることにより個人に害を与えるリスクを小さいものにするかを評価するという手順が示されている。このうち、移転先において IDTA 案の執行可能性が認められるかについては、法の支配の確立、外国判決又は仲裁判断の執行可能性、ブリュッセル条約やハーグ管轄合意条約等の外国判決又は仲裁判断の承認及び執行に関する条約への批准の有無、効果的な救済手段を提供する裁判所へのアクセス、契約に基づく第三受益者の権利の執行可能性、裁判所の独立性、十分性認定の有無といった要素が考慮要素として例示されている。また、個人に害を与えるリスクが小さいかについては、移転する個人データの種類、IDTA 案が遵守されなかった場合のリスクの程度に関する事情(データ主体の属性、個人データの量、個人データが公開情報か、移転先が処理者でありかつデータ主体が移転元に対して法的措置を講じることが容易であるか、データ主体が移転に伴うリスクについて情報提供を受けた上で承諾することを表明し、その旨が文書化されているか、十分性認定の有無等)、IDTA 案が遵守されないリスクの程度に関する事情(移転先がグループ会社か、移転先に適用される専門家としての行動規範の有無、移転先に適用される業法等の法的規制の有無、移転先が有名なグローバル企業か等)、英国法との類似性が考慮要素として例示されている。

③移転先における第三者によるアクセスからの保護の十分性の評価に関しては、政府等の第三者による個人データへのアクセスに関する移転先の法制が英国法と類似したデータ保護の水準を備えているか、備えていない(又は不明な)場合には第三者によるアクセスの可能性が極めて小さいといえるか、アクセスの可能性が極めて小さいといえない(又は不明な)場合にはデータ主体に害を与えるリスクが小さいか、リスクが小さくない(又は不明な)場合には補完的措置を講じることによりデータ主体に害を与えるリスクを小さいものにするかを評価するという手順が示されている。移転先の法制の調査が困難又は大きな負担となる場合には、移転先の国の法制が英国法と類似したデータ保護の水準を備えているかについての評価をスキップして、備えていないと仮定した上で評価を進めることもできるようになっているため、第三者によるアクセスの可能性やリスクの程度によっては、移転先の法制の調査の負担を避けつつ域外移転を実施する余地もある。なお、政府等の第三者による個人データへのアクセスに関する移転先の法制が英国法と類似したデータ保護の水準を備えているかについては、データへのアクセスが許容される要件・方法を規定した法律(令状や裁判所の命令の要否等)、アクセスしたデータの利用方法を規定した法律(法執行等の特定の目的のためにのみ利用が限定されているか、公的機関の間でのデータの共有が制限されているか等)、アクセスに関連して個人が効果的かつ執行可能な権利を有するか、効果的な監督の有無(行政上又は司法上の監督の有無、データ保護当局等による効果的な監督・執行の有無、データへの政府アクセスに関するレポートの公表や監査手続の有無等)、その他一般的な要素(十分に整備されたデータ保護法の有無、プライバシーや表現の自由、司法へのアクセスに関する人権保障、生体データや顔認証に関する法制、十分性認定の有無等)が考慮要素として例示されている。また、第三者によるアクセスの可能性が極めて小さいといえるかについては、公的機関が移転先が保有している類似の個人データにアクセスした過去の事例の有無、移転先に類似する組織(特に同じセクターの組織)がアクセス要求を受けた証拠の有無、個人データが公開情報か、移転したデータにアクセスするよりも容易にデータを手に入れる手段の有無、監視当局が大量の個人データへのアクセスを行っている証拠の有無、暗号化やハッシュ化等の監視を防ぐ技術的措置、秘匿特権の有無が考慮要素として例示されている。データ主体に害を与えるリスクが小さいかについては、移転する個人データの種類、英国法との類似性、アクセスを行う第三者が移転の対象となるデータ主体又はデータの種類について有する関心の程度、データ主体が移転に伴うリスクについて情報提供を受けた上で承諾することを表明し、その旨が文書化されているか、十分性認定の有無が考慮要素として例示されている。

2. 国際データ移転契約(IDTA)案と SCC アデンダム案

ICO が公表した SCC アデンダム案は、詳細な情報の記入を要するものではなく、当事者が署名すれば利用することができ、内容も、SCC を UK GDPR に対応させるために形式的な調整を行うというもので、当事者が SCC に基づき負う義務を加重するものではない。このため、もし SCC アデンダム案が最終的に採用された場合、既に改定版の SCC に基づきデータ移転を行っている場合には、SCC に英国用の SCC アデンダム案を加えることで、特段の負担を要することなく、UK GDPR の域外移転規制にも対応することができるようになる。SCC に基づく移転を行っていない場合、十分性認定を受けていない国・地域に向けて UK GDPR の適用対象となる域外移転を行う場合には、新たに SCC を締結した上で SCC アデンダム案を加えるか、あるいは、IDTA を締結することになる場合が多いと考えられる。どちらのアプローチを採用するかを判断するにあたっては、EU GDPR の適用対象となる域外移転を行うために今後 SCC を締結する必要が生じる可能性がどの程度あるかに加えて、SCC との比較における IDTA 案のメリット・デメリットを考慮することになると考えられる。実務においては、SCC と SCC アデンダム案を組み合わせる手法が主流にな

るであろうとの予測も聞かれるところである。現時点でICOが公表しているIDTA案には、SCCと比較して、以下のような特徴が見られる。

まず、IDTA案は、改定版のSCCとは異なり、移転の種類ごとにモジュールを設けるというアプローチを採用せず、処理者(又は復処理者)への移転にのみ適用される条項を設ける等して、一つの契約の中で、様々な種類の移転に対応できるようにしている。このため、IDTA案は、改定版のSCCのようにモジュールを選択して切り分けるといった作業を行うことなく利用することができるものとなっている。

また、SCCは、処理者から当該処理者の復処理者、処理者から当該処理者に指示を与える管理者へのデータ移転には対応しているものの、処理者からこれら以外の者(例えば、当該処理者の管理者から指示を受ける他の処理者や、当該処理者に指示を与える立場にない管理者)へのデータ移転を想定したモジュールは用意されていない。これに対して、IDTA案は、処理者から、当該処理者の復処理者にも当該処理者に指示を与える管理者にも当たらない者へのデータ移転にも対応できる内容となっており、SCCよりも、利用することができる場面がより広がっている。

他方、IDTA案は、移転の目的や移転される個人データの種類といった移転に関する情報や、技術的・組織的措置等を記入するパート1、TRAの結果として必要と判断された補完的措置を記載するパート2、商用条項(任意条項)を記載するパート3、義務的条項が記載されているパート4の4つのパートと定義集から構成されており、あらかじめTRAを実施した上で、パート2に補完的措置を記入する必要がある。SCCを締結する場合にもTRAは必要となるが、SCCでは、移転評価の結果や補完的措置を記入することが求められているわけではない。

また、IDTA案パート4の9条では、少なくとも一年に一度²はIDTAが保護措置として十分であるかをレビューすることが義務付けられているが、SCCに同様の義務を課す規定はない。もしこの規定が最終的に残された場合、IDTAを利用する場合には、定期的なレビューの負担が発生することになる。

さらに、IDTA案パート4の20.5.4条では、移転先に対して、データ主体の合理的な要求(reasonable request)に応じる義務が課されているが、こちらも、SCCに同様の義務を課す規定はない。もしこの規定が最終的に残された場合、移転先はSCCを締結した場合よりも広い範囲でデータ主体の要求に応じる義務を負うことになる可能性がある。

3. IDTA発効後の対応

現在、英国においては、欧州委員会の2021年6月4日付決定により改定される前の旧来のSCCが、域外移転の枠組みとして利用可能となっている。ICOは、今回の意見募集において、この改定前のSCCを、IDTAの議会への提出の40日後から起算して3ヶ月後に廃止(締結済みのSCCは24ヶ月後に廃止)するとの提案も行っている。このため、IDTAが発効した後、十分に認定を受けていない国・地域に向けてUK GDPRの適用対象となる域外移転を行うためには、IDTAを締結するか、もしSCCアデンダム案が採用された場合には、改定版のSCC及びSCCアデンダム、又はIDTAのいずれかを締結する必要が生じることが予想される。UK GDPRの適用対象となる域外移転を行っていたものの、EU GDPRの適用対象となる域外移転を行っていなかったために、改定版のSCCの発効を受けてSCCの再締結を行っていなかった事業者も、IDTAが発効した後は、旧来のSCCを置き換える必要が生じることになると考えられる。

II 個人情報保護・データ保護規制 各国法アップデート

1. 日本

- ・ 個人情報保護法の2021年(令和3年)改正のうち、[デジタル社会形成整備法第50条による改正に係る部分](#)(国・独立行政法人等・学術研究関係)の施行期日が2022年(令和4年)4月1日となることが確定した。
- ・ 2021年10月29日、「[個人情報の保護に関する法律施行令等の一部を改正する等の政令](#)」及び「[個人情報の保護に関する法律施行規則の一部を改正する規則](#)」が公布されるとともに、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(通則編、外国にある第三者への提供編、第三者提供時の確認・記録義務編、仮名加工情報・匿名加工情報編及び認定個人情報保護団体編)の一部を改正する告示」が公表され、各種ガイドラインの改訂版が[公表](#)された。

² IDTA案パート1テーブル2では、レビュー期間(Review Dates)を選択できるようになっているが、選択可能な期間の中では1年間で最も長い期間となっている。

2. 中国

- ・ 2021年10月29日、「データ越境安全評価弁法(意見募集稿)」が公表され、2021年11月28日まで意見募集が行われている。
- ・ 2021年10月19日、「情報安全技術 車両収集データの安全要求(意見募集稿)」が公表され、2021年12月18日まで意見募集が行われている。

3. 香港

- ・ 2021年10月8日、Personal Data (Privacy) Ordinance の改正法(以下「本改正法」という。)が施行された。本改正法は、同年7月21日に立法評議会に正式に提出され、同年9月29日に可決されていた。本改正法の内容については、[当事務所 個人情報保護・データ保護規制ニューズレター2021年8月27日号](#)を参照されたい。

4. 欧州

- ・ 2021年11月18日、欧州データ保護評議会(EDPB)は、「[3条の適用と5章の国際移転に関する条項の相互作用に関するガイドライン](#)」(本ガイドライン案)を採択し、翌19日に公表した。本ガイドライン案は、2022年1月31日まで意見募集に付されている。本ガイドライン案では、第三国への個人データの移転(いわゆる越境移転)の定義を示した上で、EUの個人から直接個人データを取得する場合にGDPRの越境移転規制が及ぶか、EU域内の事業者から、EU域外のGDPRが域外適用される事業者個人データが移転される場合にGDPRの越境移転規制が及ぶか、将来における新たな標準契約条項(SCC)の方向性等の論点に係るEDPBの考え方が示されている。
- ・ 2021年9月27日、EDPBは、欧州委員会による韓国に対する十分性認定決定案に係る[意見](#)を公表した。当該意見においては、①韓国におけるデータ保護の一般的枠組み(データ保護における概念、透明性、適法な処理のための正当な目的等)、並びに②法執行及び国家安全保障の目的でEEAから韓国に移転された個人データに対する公的機関によるアクセス等について検討がなされた。EDPBは、韓国のデータ保護法制について、GDPRと主要な領域で整合的であるものの、いくつかの側面について欧州委員会による更なる精査と明確化が必要であると指摘した(仮名化情報に係る適用除外、同意の撤回権等)。これらの意見を踏まえて、欧州委員会は、さらに検討の上、韓国に対する十分性認定に係る最終的な決定を行う見込みである。

5. 米国

- ・ 2021年10月初旬、カリフォルニア州知事がカリフォルニア州プライバシー権法(California Privacy Rights Act of 2020、以下「CPRA」)の修正案に署名した。この修正により、California Privacy Protection Agencyは、①2021年7月1日、又は②同AgencyがCPRAに基づく規則制定義務を履行する準備が整った旨をカリフォルニア州司法長官に対して通知してから6ヶ月以内のいずれか遅い時点までに、CPRAを施行するための規則を制定しなければならない旨が明確化され、また、その他軽微な修正も加えられた。
- ・ また、同じくカリフォルニア州知事は、消費者に対し遺伝子検査サービスを提供する事業者に関して、プライバシー保護に関する一定の義務を定めた州法(Genetic Testing Privacy Bill)にも署名し、同法が成立した。フロリダ州においてもDNA情報等の利用等について規律するFlorida's Protecting DNA Privacy Actが2021年10月1日に発効しており、米国において、遺伝子情報に係るプライバシー保護法制の整備が進展している。

6. タイ

- ・ 2021年9月29日、デジタル経済社会省の電子取引開発機構(Electronic Transactions Development Agency)が、「電子的なプライバシーノーティスと同意取得に関する電子商取引のICT標準に関する勧告」(Eプライバシー勧告)を公表した。Eプライバシー勧告では、電子商取引の際のプライバシーノーティスの記載事項や、同意取得後の同意の記録・管理方法につ

いてのガイドラインが示されている。E プライバシー勧告に法的拘束力は認められないが、2022 年 6 月 1 日に全面施行が予定されている個人情報保護法に関連するガイドラインとして重要になり得ると考えられる。

7. オーストラリア

- 2021 年 10 月 25 日、連邦法務省 (Attorney-General's Department) は、オンライン上のプライバシー及びその他関連する事項に関する法案を公表し、2021 年 12 月 6 日までの間、意見募集手続を行っている。同法案は、(1) ソーシャルメディア等のオンラインプラットフォーム事業者を対象とする、利用停止請求権や未成年者の保護に関する事項等の内容を含むオンラインプライバシー規則 (OP Code) の制定、(2) 罰則の強化 (罰金額の上限を 1000 万豪ドル又は当該違反行為から得た利益の 3 倍の金額 (得た利益が認定できない場合には国内売上の 10%) のいずれか大きい金額へ引き上げる等) を含むオーストラリア情報コミッショナー (Australia Information Commissioner) による監督権限の強化、(3) プライバシー法 (Privacy Act) が、オーストラリアで事業を営む国外の事業者がオーストラリア国民の個人情報を収集、保管するすべての場合に域外適用されることの明確化 (現行法では、国外の事業者がオーストラリア国内の情報源から個人情報を収集した場合に限り適用される) 等の内容を含む。
- 2021 年 10 月 25 日、連邦法務省は、プライバシー法改正の方針を検討するディスカッションペーパーを公表し、2022 年 1 月 10 日までの間、意見募集手続を行っている。同ディスカッションペーパーは、2020 年 10 月に公表されたプライバシー法改正に関するイシューペーパーに対して集まったパブリックコメントを総括するとともに、各テーマごとにプライバシー法改正に向けて提言をしている。プライバシー法改正に向けた動きが進んでおり、今後の動向が注目される。
- 2021 年 10 月 5 日、連邦政府は、Consumer Data Right (CDR) に関する規則 (Competition and Consumer (Consumer Data Right) Rules) を改正し、即日施行された。CDR とは、特定の事業分野において、消費者の同意の下、オーストラリア競争・消費者委員会 (ACCC) の認可を受けた事業者の間で消費者の個人情報を移転することを可能にする制度であり、消費者が事業者を容易に乗り換えることを可能にするための制度である。CDR は 2020 年 7 月から銀行分野に適用され、2021 年 11 月現在エネルギー分野への適用拡大が検討されている。本改正は、事業者による ACCC の認可取得を容易にすることで、事業者の CDR への参入障壁を低くすることを目的とするものである。

8. ブラジル

- 2021 年 10 月 4 日、ブラジルデータ保護当局 (ANPD) は、小規模データ処理業者の情報セキュリティ対策に関するガイド及びチェックリストを公表した。このガイドは、契約管理、情報セキュリティポリシー、アクセスコントロールなどの対策を対象としている。ブラジルの個人情報保護法 (LGPD) 上のセキュリティ原則を充足するために必要な対策であり、制裁措置の適用において考慮されることになる。
- 2021 年 10 月 29 日、ANPD の監督評議会は、規則 CD/ANPD no.1/2021 を公布した。この規則は、ANPD による監視プロセスと行政的制裁手続を承認するものである。同規則においては、ANPD による監視プロセスにより重点が置かれており、この監視活動にはモニタリング、オリエンテーション、予防活動が含まれている。また、制裁手続としては、法的防御及び対審主義の原則その他ブラジル民事手続法と同様の規定が確認的に規定されている。さらに、同規則は、データ処理業者によるデータ保護規制の遵守状況を分析し、不遵守の実務を防止することを企図したモニタリング・サイクルについても定めており、初回のモニタリング・サイクルは 2022 年 1 月に実施される予定である。

9. サウジアラビア王国

- 2021 年 9 月 24 日、個人データ保護法 (Personal Data Protection Law) が公布され、2022 年 3 月 23 日より施行予定である。
- 同法は、サウジアラビア王国内において収集された個人情報の取扱いに適用され、同国内において収集された個人情報に関しては、域外における当該情報の取扱いにも適用される。同法上、故人の情報も個人情報に含まれる。域外にデータ管理者がいる場合、サウジアラビア王国内にデータ AI 庁 (Saudi Data and Artificial Intelligent Authority ("SDAIA")) から免許を受けた代理人を指名される必要がある。
- 同法上、データの取扱は、データ主体から同意を取得して行うことが原則とされ、例外的に同意の取得が不要なのは、下記のいずれかに該当する場合に限られる。
 - (a) データ取扱いによりデータ主体に関する「確固たる利益」(definite interest) が得られ、データ主体に連絡を取ることが不可

能又は困難な場合

(b) データ取扱が他の法律に従ったものである場合、又は、データ取扱がデータ取扱に先立つ合意の履行の過程において行われる場合

(c) データ管理者が公的機関であり、安全保障上の理由によりデータ取扱が必要な場合

・ サウジアラビア王国外へのデータ移転も厳しく制限され、下記のいずれかに該当する場合に限り許される。

(a) サウジアラビア王国外のデータ主体の生命を守るため極めて高い必要性がある場合

(b) 疾病を阻止、検査又は治療するために必要な場合

(c) サウジアラビア王国が当事者である合意の義務の履行として移転が行われる場合

(d) サウジアラビア王国の利益にかなう場合

(e) その他個人データ保護暫定規則で定める場合

・ さらに、データ移転は、次の条件を全て満たす態様で行われなければならない。

(a) サウジアラビア王国の安全保障又は重要な利益に損害を与えるものでないこと

(b) 移転されるデータの秘密保護の十分な保証により、同法及び同規則の要求と同水準の保護が確保されること

(c) 移転されるデータは必要最小限なものであること

(d) 規則において定められる当局がデータ移転に同意していること

その他、健康情報及びクレジットカード情報に関する追加的な制限、個人情報マーケティング目的の利用禁止、旅券及び身分証明書の公的場面以外におけるコピー禁止など、全般的にデータの利活用について厳しい制限が課されている。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜に合ったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。また、バックナンバーは [こちら](#) に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めている必要がある場合があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ法律事務所 広報室 [E-mail](#) 